

アメリカにおける貧困の女性化

マーサ・N・オザワ

(粟沢尚志 訳)

I はじめに

貧困の女性化はアメリカにおいて、深刻化しつつある社会問題である。伝統的な貧困は、高い失業率や経済変動といった純粋な経済的要因から生じるものであった。しかし、貧困の女性化はこれとは対照的に、両性間の経済力および役割の変化といった複雑な相互関係に起因するものである。この問題は多くの点で、サービス産業の成長、高い女性労働力率、そして福祉国家の拡大によって特徴づけられる高度産業化社会に典型的なものである。したがって、日本もまた早晚、貧困の女性化を経験することが予想され得る。

特に1969年以降、アメリカにおける貧困の女性化は、児童の貧困化と密接に関連していたため、それは重大な社会問題と見なされている。1974年には、児童の貧困率は高齢者の貧困率を上回った¹⁾。1987年には、児童の貧困率(20.7%)は高齢者の貧困率の1.7倍であった²⁾。児童の貧困率の上昇は、アメリカにおける母子世帯に生活する児童数の増大と比例しており、1970年には全児童の10.9%(740万人)であったのに対し、1987年には20.5%(1,350万人)であった³⁾。1980年代に生まれたアメリカの児童の半数以上(白人の場合、児童の10人中6人、黒人の場合、児童の10人中8人)が、成人に達する前に母子世帯に生活すると予測されている⁴⁾。

女性を世帯主とする世帯数の増加が、貧困の女性化の主要な原因であるのだが、その増加はアメリカの家族が将来、いかに機能するかという問題

を提起している。アメリカ文化において、両親そろった家族は伝統的に子供の養育、大人による満足の充足と社会化、そして経済資源の分配の各々に対して主たる責任を担うという基本的な機能をもっている⁵⁾。父親ではなく母親を世帯主とする家族がより増加するにつれて、家族は従来と同様の機能をもたなくなるであろう。したがって、家族と政府間同様、家族内および家族間における資源の分配、また児童の養育責任の配分について、社会が大きな調整を行う必要があるであろう。よって、一般的にも女性世帯主家族の増加、とりわけ貧困の女性化は、社会に対して複合的な影響力をもっているのである。

「貧困の女性化」という言葉は、1970年代後半にダイアナ・ピアース(Diana Pearce)によって初めて造語された⁶⁾。1976年にアメリカにおける貧困者の大部分、つまり1,500万人の貧困な成人のおよそ3分の2が女性であった。この事実を強調するために、貧困の女性化という言葉が用いられた。ピアースは貧困な成人女性の割合を推計することによって、貧困の女性化の程度を計測しようと最初に試みた。しかしその後、学者や研究者はより広い観点で貧困の女性化を概念化するようになり、貧困な女性世帯主世帯の全世帯員を、その概念に含めるようになった。学者らによる熱心な研究は、貧困の女性化が児童の福祉に対しネガティブな効果をもたらすという意識の増大により、直接的にもたらされた結果であった。さらに、貧困の女性化についての関心によって、学者や研究者たちは女性世帯主世帯全体が増加する原因を分析した。このような関心の広がり、研究成果の

必然的な前進をもたらした。なぜならば、女性世帯主の増加の問題を理解せずに貧困の女性化の問題を理解できないからである。

本稿では、若年女性が世帯主である貧困母子世帯に焦点をあてることによって、貧困の女性化を分析する。技術的には、高齢女性が世帯主である貧困世帯もこの問題の議論に含めるべきであるが、少なくとも以下の2つの理由によってここではそれを捨象する。第一には、高齢女性における貧困の主要な原因は、多くの場合、妻から寡婦へという婚姻上の立場の変化である。他方、若年女性世帯主およびその子供における貧困の原因は、後述するように極めて多様である。第二には、高齢女性と異なり、若年女性の貧困は児童の福祉に直接的な影響力をもっている。同様の理由により、また若年女性は経済的にある程度自立しているという理由により、子供のいない若年女性世帯主世帯もまた、この論文での分析対象から捨象している。

これから議論を進めるため、アメリカで使われている「家族」と「世帯」という言葉の定義をしておこう。「家族」とは、出生、婚姻あるいは養子縁組によって姻戚関係をもち、かつ同一の住居に共に住む2人以上の個人のグループである。そのようなすべての個人は、ひとつの家族の構成員とみなされる。「世帯」とは、住居を共有するすべての個人によって構成される。世帯には姻戚関係をもつ家族員と、例えば、同居人、里子、番人、住居を共有する使用人などの姻戚関係をもたない者の両者を含む。1人暮らしの者は世帯と見なされる。パートナーとして住居を共有する姻戚関係をもたない個人の集まりもまた世帯と見なされる。住居とは個別の生活空間の占有を意図した家、アパート、あるいは部屋である。

本稿の構成は以下のようになっている。まず第一に、貧困母子世帯の人口学および経済的背景を記述する。第二に、貧困の女性化の拡大に伴う要因について議論を行う。第三に、母子世帯の形成に関するさまざまな理論を概観し議論を加える。第四に、母子世帯が児童に及ぼす効果について述べる。そして最後に、議論と結論を述べる。

II 人口学および経済的背景

(1) 人口学的背景

貧困の女性化の拡大は、母子世帯数の増加と密接に結びついている。1967年から1986年において、その世帯数は300万から730万へと143%増加しており、同期間における全世帯数の増加率(53%)よりはるかに高い増加率である⁷⁾。

先に言及したように、貧困の女性化の程度を分析するため、単に貧困母子世帯数をカウントするのではなく、その世帯人員をカウントすることが重要である。世帯類型によって世帯規模が変化するので、その世帯人員をカウントしなければ、若年女性が世帯主である世帯の生活状況と、若年男性および高齢者が世帯主である世帯のそれとを比較することができない。表1、2、3、5および図1、2、3、4は、世帯主別に分けた各世帯人員の統計値を表したものである。データはウィスコンシン大学の貧困問題研究所から得ている⁸⁾。

表1と図1は、貧困母子世帯の世帯人員と全母子世帯の世帯人員のトレンドを表している。1967年には、貧困母子世帯においては610万人が、母子世帯全体においては1,240万人が生活しており、つまりその比はおおよそ1対2であった。1986年には、貧困母子世帯には1,170万人が生活し、他方すべての母子世帯には2,350万人が生活しており、両者間の比はやはり1対2であった。

図1と表1で暗示されているように、母子世帯の貧困率は他のグループと比較してその絶対値は極めて高いものの、相対的には安定していた。表2と図2は母子世帯、父子世帯そして高齢者の貧困率のトレンドを示している。

それらよりわかるように、母子世帯生活者の貧困率は1967年から1986年にかけて最低は43.3%で、最高は51.3%であった。最低率(43.3%)は1979年に記録された。1979年以降、貧困率はしだいに上昇し、1982年には51.3%に達した後、1986年には49.6%に落ち着いた。

父子世帯生活者の貧困率のトレンドは、母子世帯生活者の貧困率のそれと長年同様であった。し

表1 母子世帯の世帯人員 (1967~1986年)

(単位: 100万人)

年	非 貧 困	貧 困
1967	12.4	6.1
1968	12.7	6.2
1969	12.8	6.2
1970	14.5	6.9
1971	14.9	7.1
1972	15.6	7.5
1973	16.3	7.6
1974	17.3	8.0
1975	17.6	8.3
1976	18.1	8.5
1977	19.0	8.6
1978	19.3	8.8
1979	20.3	8.8
1980	21.2	9.8
1981	22.0	10.5
1982	21.8	11.2
1983	22.2	11.3
1984	23.0	11.3
1985	23.1	11.2
1986	23.5	11.7

(注) ただし母親は若年である。

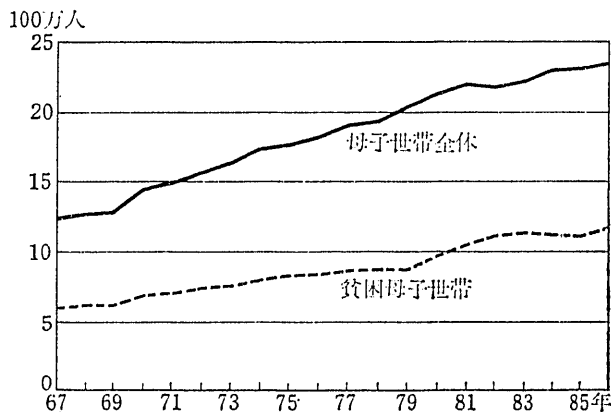
(出所) Derived from tables compiled by George Slotsve. See George Slotsve, "A Supplement to the Trend in Poverty, 1967-1985 Tables from the Current Population Survey." (Madison, WI: University of Wisconsin, Institute for Research on Poverty, June 1986) (Mimeographed.)

表2 母子世帯員, 父子世帯員, 高齢者における貧困者の割合 (1967~1986年) (パーセンテージ)

年	母子世帯	父子世帯	高 齢 者
1967	49.1	10.0	29.7
1968	49.2	8.7	25.0
1969	48.5	7.5	25.4
1970	47.7	7.9	24.5
1971	47.7	8.0	21.5
1972	47.9	7.4	18.6
1973	46.8	6.5	16.1
1974	46.5	7.4	15.5
1975	47.3	8.3	15.2
1976	46.8	7.3	14.9
1977	45.3	7.2	14.1
1978	45.4	6.8	13.9
1979	43.3	7.2	15.1
1980	46.1	8.9	15.7
1981	47.7	9.9	15.2
1982	51.3	11.3	14.6
1983	51.0	11.7	14.2
1984	49.1	10.9	12.5
1985	48.3	10.2	12.7
1986	49.6	9.3	12.4

(注) ただし, 母親および父親は若年である。

(出所) Derived from tables compiled by George Slotsve. See George Slotsve, "A Supplement to the Trend in Poverty, 1967-1985 Tables from the Current Population Survey." (Madison, WI: University of Wisconsin, Institute for Research on Poverty, June 1986) (Mimeographed.)



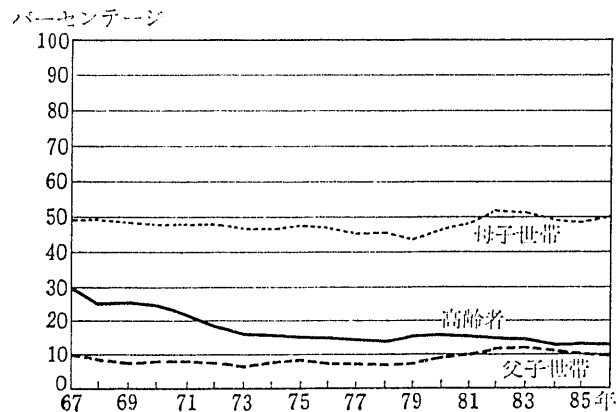
(注) ただし母親は若年である。

(出所) Derived from tables compiled by George Slotsve. See George Slotsve, "A Supplement to the Trend in Poverty, 1967-1985 Tables from the Current Population Survey." (Madison, WI: University of Wisconsin, Institute for Research on Poverty, June 1986) (Mimeographed.)

図1 母子世帯の世帯人員 (1967~1986年)

かしながら貧困率の水準はより低く, 1973年には最低の6.5%, 1983年には最高の11.7%であった。

高齢者の貧困率のトレンドは, 他の2つのグル



(注) ただし母親および父親は若年である。

(出所) Derived from tables compiled by George Slotsve. See George Slotsve, "A Supplement to the Trend in Poverty, 1967-1985 Tables from the Current Population Survey." (Madison, WI: University of Wisconsin, Institute for Research on Poverty, June 1986) (Mimeographed.)

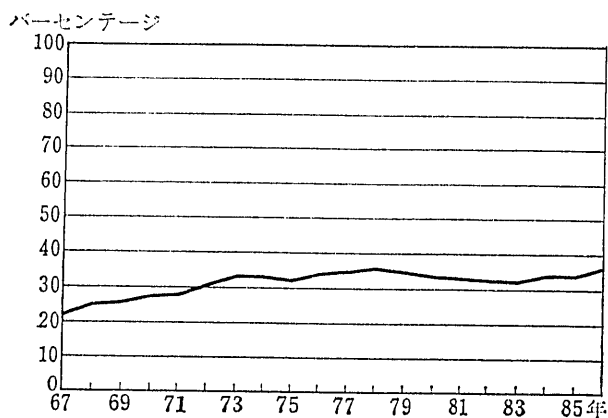
図2 母子世帯員, 父子世帯員, 高齢者における貧困者の割合 (1967~1986年)

ープの貧困率と極めて対照的なものであった。高齢者の貧困率は, 1967年の29.7%から1986年の12.4%へと低下した。1986年の高齢者の貧困率は

表 3 貧困者に占める貧困母子世帯員の割合
(1967～1986年)

年	パーセンテージ
1967	21.8
1968	24.7
1969	25.5
1970	27.1
1971	27.8
1972	30.5
1973	33.1
1974	33.1
1975	32.1
1976	33.8
1977	34.7
1978	35.7
1979	34.8
1980	33.4
1981	33.0
1982	32.5
1983	32.1
1984	33.5
1985	33.7
1986	35.9

(出所) Derived from tables compiled by George Slotsve. See George Slotsve, "A Supplement to the Trend in Poverty, 1967-1985 Tables from the Current Population Survey." (Madison, WI: University of Wisconsin, Institute for Research on Poverty, June 1986) (Mimeographed.)



(出所) Derived from tables compiled by George Slotsve. See George Slotsve, "A Supplement to the Trend in Poverty, 1967-1985 Tables from the Current Population Survey." (Madison, WI: University of Wisconsin, Institute for Research on Poverty, June 1986) (Mimeographed.)

図 3 貧困者に占める貧困母子世帯員の割合
(1967～1986年)

母子世帯生活者よりも顕著に低く、父子世帯のそれよりもほんのわずかに高いものであった。

貧困母子世帯に生活する者の人数が増加したため、貧困者に占めるその割合は長年増加した。表

3と図3に示されるように、貧困母子世帯に生活する者の割合は1967年の21.8%から1978年の35.7%に上昇し、1983年には32.1%に低下した後、1986年には35.9%に達した。したがって、1967年には貧困者の5人に1人が貧困母子世帯に生活していたのに対して、1986年には、3人に1人以上が貧困母子世帯に生活していたのである。そして、そのような世帯に生活する者の割合が増加したことは、研究者に加えて政策立案者の関心の焦点ともなった。

表1, 2, 3および図1, 2, 3に示されたデータは、貧困の女性化に含まれる人々の増加が、母子世帯生活者における高い貧困率によってではなく、母子世帯生活者の人数が着実に増加したことによって生じた結果であることを示している。端的に言えば、貧困の女性化は、女性世帯主世帯の増加と平行して増大したのであった。その結果、貧困母子世帯生活者は貧困者において、しだいに顕著な存在となったのである。

(2) 経済的背景

貧困母子世帯に生活する者の経済状態と他のグループに生活する者のそれとの間には、大きな格差がある。このような格差に着目するため、アメリカの下院歳入委員会が得たデータに依拠することにしよう⁹⁾。そのデータは母子家族と父子家族に関するものである。よって、ここでの分析の単位は世帯ではなく、家族である。この節では、母子家族全体の経済状況と父子家族全体の経済状況とを比較する。次に、貧困母子家族の経済状況を、(1)非貧困母子家族、(2)貧困父子家族の各々の経済状況と比較する。

a. 全母子家族と全父子家族

表4は母子家族と父子家族の所得水準、所得源およびそのシェアを示している。

母子家族の所得水準は父子家族のそれよりも極めて低い。1987年には、父子家族の1人当たり平均所得は9,752ドルであったのに対し、母子家族の1人当たり平均所得はわずか5,009ドルであった。

全母子家族と全父子家族の所得源を比較すると、

表 4 母子家族と父子家族の所得構成 (1987年)

所 得	母 子 家 族			父 子 家 族		
	全 体	貧 困	非貧困	全 体	貧 困	非貧困
所得を得ている家族の割合 (%)						
要素所得						
勤労所得	73.5	47.2	96.7	97.5	77.7	99.3
利子・配当	32.7	10.4	52.4	66.6	22.2	70.6
移転所得						
OASDI, 鉄道退職制度	13.9	11.1	16.4	5.8	10.6	5.4
年 金	3.1	1.1	4.8	4.2	2.5	4.3
失業補償および他の補償	8.1	5.8	10.2	13.5	12.8	13.6
AFDC, SSI, GA	35.8	64.1	10.9	4.4	27.2	2.3
養育費, 離婚扶養料	35.8	26.0	44.4	13.5	10.7	13.7
フードスタンプ	36.1	67.6	8.2	5.5	41.8	2.2
住宅援助	18.8	31.6	7.5	1.7	9.5	1.0
総所得に占めるシェア (%)						
要素所得						
勤労所得	69.5	25.0	80.9	92.6	62.0	93.1
利子・配当	2.3	.3	2.9	3.3	1.0	3.4
移転所得						
OASDI, 鉄道退職制度	4.7	6.5	4.3	.9	6.9	.8
年 金	1.0	.3	1.2	.8	.9	.8
失業補償および他の補償	1.1	1.1	1.0	.8	3.0	.8
AFDC, SSI, GA	8.8	36.1	1.8	.4	13.5	.2
養育費, 離婚扶養料	6.8	5.5	7.1	.8	2.4	.8
フードスタンプ	3.7	17.0	.3	.2	8.5	.0
住宅援助	2.0	8.3	.4	.1	1.8	.0
総 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
家族 1 人当たりの平均所得 (ドル)	5,009	2,027	7,913	9,752	1,824	10,567
平均家族規模 (人)	3.2	3.4	3.1	4.1	4.6	4.1

(出所) Derived from a table compiled by the U.S. House of Representatives, Committee on Ways and Means. See U.S. House of Representatives, Committee on Ways and Means, *Background Material and Data on Programs within the Jurisdiction of the Committee on Ways and Means*, 101st Cong., 1st sess. (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, March 15, 1989), Tables 30 and 31, pp. 870-871.

母子家族は父子家族よりも移転所得により依存していることがわかる。例えば、母子家族の35.8%は公的扶助〔AFDC (要扶養児童家族扶助), SSI (補足的所得保障), GA (一般扶助)]を受給しているが、父子家族の場合にはわずかその4.4%しか受給していない。母子家族の36.1%はフードスタンプを受給しているが、父子家族の場合にはわずか5.5%である。また、母子家族の18.8%が住宅援助を受けているが、父子家族の場合にはわずか1.7%である。同様の傾向は、社会保障 (OASDI と鉄道退職制度) および養育費や離婚扶養料においても見られる。年金、失業補償および他の補償については以上の観察とは異なり、これら2つからの受給は母子家族よりもむしろ父子家族におい

て一般的である。

父子家族に比べて母子家族のより大きな割合が移転所得を受け取っている一方、要素所得 (勤労所得, 利子および配当) を受け取っている母子家族の割合は、父子家族より少ない。父子家族の97.5%が勤労所得を得ているのに対し、母子家族においてはその73.5%のみが勤労所得を得ている。母子家族のわずか32.7%が利子および配当を受け取っているにすぎないが、父子家族ではその66.6%が利子および配当を得ている。

母子家族と父子家族の所得源の差異が、両者の所得源別のシェアに強い影響をもたらしている。移転所得全体のシェアは父子家族よりも母子家族において高くなっている。例えば、母子家族は総

所得の8.8%を公的扶助から得ているが、他方、父子家族におけるこの値はわずか0.4%にすぎない（総所得とは1987年に家族が受け取った所得を意味している。よって、全母子家族の場合、平均総所得とは、家族員1人当たり平均所得に家族規模をかけ合わせた値 $-5,009\text{ドル} \times 3.2 = 16,029\text{ドル}$ に等しい）。同様に、社会保障給付の総所得に占める割合は父子家族の0.9%に対して、母子家族においては4.7%である。同様の観察は他の移転所得についてもあてはまる。

母子家族の総所得に占める要素所得のシェアは父子家族よりも小さい。母子家族の総所得のわずか69.5%が勤労所得より生じるが、父子家族の場合にはこのシェアは92.6%である。両者の利子および配当の総所得に占める割合は、それぞれ2.3%と3.3%である。

b. 貧困母子家族と非貧困母子家族

貧困母子家族と非貧困母子家族の間には、大きな所得水準の格差が存在する。表4に示したように、貧困母子家族の1人当たり平均所得は、1987年にはわずか2,027ドルであったのに対し、非貧困母子家族では7,913ドルであった。

貧困母子家族は非貧困母子家族に比べ、極めて大きく移転所得に依存している。例えば、貧困母子家族の64.1%もの家族が公的扶助を受給しているが、非貧困母子家族で受給しているものはわずか10.9%にすぎない。同様に、貧困母子家族の67.6%がフードスタンプを受給しているのに対し、非貧困母子家族では8.2%にすぎない。

要素所得についてはこの逆があてはまる。貧困母子家族で勤労所得を得ている割合（47.2%）は、非貧困母子家族（96.7%）よりも低い割合である。同様のことは、利子および配当についてもあてはまる（各々の割合は10.4%と52.4%である）。

貧困母子家族はその所得源の大半を移転所得に強く依存しているので、移転所得が総所得において大きなシェアを占めている。例えば、その総所得の36.1%が公的扶助から生じているのに対し、非貧困母子家族においては1.8%である。総所得に占めるフードスタンプの割合は、貧困母子家族においては17.0%であるのに対し、非貧困母子家

族では0.3%である。

逆に、貧困母子家族の総所得に占める要素所得のシェアは、相対的に低い。勤労所得のシェアは非貧困母子家族において80.9%であるのに対し、貧困母子家族ではわずか25.0%である。また、両グループの利子および配当のシェアは、各々2.9%と0.3%である。

c. 貧困母子家族と貧困父子家族

貧困母子家族の1人当たり所得水準は、貧困父子家族よりも高い。表4に示したように、1987年の貧困父子家族の1人当たり平均所得は1,824ドルであるのに対し、貧困母子家族の1人当たりの平均所得は2,027ドルであった。しかしながら、1987年における貧困父子家族の総所得（8,390ドル）は貧困母子家族のそれ（6,892ドル）よりも高かった。

貧困母子家族と貧困父子家族を比較すると、より多くの貧困母子家族が移転所得に依存している。貧困母子家族は貧困父子家族の2倍の割合で公的扶助に依存している（各々の割合は64.1%と27.2%である）。そしてフードスタンプに関しては、1.5倍の割合で受給している（各々の割合は67.6%と41.8%である）。

予想されるように、貧困母子家族で勤労所得を得ている割合（47.2%）は、貧困父子家族のそれ（77.7%）よりも低い。利子および配当を受け取っている割合は前者ではわずか10.4%であるが、後者では22.2%である。

両者の所得構成はその所得源の相違を反映したものである。総所得に占める公的扶助の割合は貧困母子家族においては36.1%であるが、貧困父子家族においてはそれより低く13.5%である。同様のことはフードスタンプについてもいえる。一方、社会保障の所得に占めるシェアについては、貧困父子家族は貧困母子家族よりも若干大きい。

貧困父子家族に比べ貧困母子家族は、要素所得（勤労所得、利子・配当）からわずかな所得しか得ていない。貧困母子家族について、勤労所得は総所得のわずか25.0%であるが、その額は貧困父子家族の総所得の62.0%である。

先述の議論において、母子家族と父子家族の経

済状態の間に大きな格差が存在することを示した。母子家族は父子家族よりも生活が苦しいことのみならず、その所得は異なった源泉から、また異なった程度で得ている。父子家族と比較して、母子家族はより移転所得に依存し、また労働からの所得の割合は相対的に低い。

貧困母子家族の経済状態はさらに苦しい立場にある。その生活は極めて移転所得に依存しており、要素所得への依存はわずかな程度である。このことは貧困母子家族の経済的福祉がほとんど労働から得られず、大部分を政府からの給付金によって得ていることを意味している。端的に言えば、貧困母子家族は十分な労働所得を得ることができず、公的移転に強く依存し、一般にその総所得は低い。

Ⅲ 貧困の女性化の原因

なぜそのように多くの人々が貧困の女性化に陥っているのだろうか。そして、貧困母子世帯に生活する人数が急増する理由は何であろうか。この現象には、社会学的な、また経済学的なさまざまな理由がある。第一に、母子世帯数が急速に増加したことである。第二に、女性が受け取る賃金が相対的に低いことである。第三に、非監護親(父親)から徴収する養育費が不十分であることである。第四に、公的な所得移転プログラムが、母子世帯の貧困からの脱却に有効でないということである。以下ではこのような原因の各々について議論を行っていく。

(1) 女性世帯主世帯数の急増

女性世帯主の急速な増加の原因は、離婚率の上昇と婚姻率の低下¹⁰⁾、ならびに婚姻外出産による児童数の増加に関連している。

離婚率は1950年代後半以降、着実に増加している。1960年において、結婚対離婚の比率は3.9であった。1973年には、この比率は2.1に達し、1986年の2.0を含めてその後も高水準を持続している¹¹⁾。

未婚率および婚姻外出産率の増加も母子世帯の増加と関連している。近年、子供の5人に1人は

婚姻外で生まれている。この率は特に黒人において高く、白人では児童8人中1人であるのに対して、黒人では2人中1人が婚姻外で生まれている¹²⁾。

10代の若者における婚姻外出産率の上昇は、母子世帯の増加に強く影響しているものと考えられている。この率は1970年から1982年の間、白人の10代の女子においては113%、黒人の10代の女子においては38%増加した。しかしながら、黒人の10代の女子における実際の水準はより高いものである。1982年には、黒人の10代の女子に生まれた1,000人の子供のうち869人は婚姻外出産であった。他方、白人の10代の女子の場合には1,000人中365人の子供が婚姻外出産であった¹³⁾。

黒人と白人の母子世帯の形成のされ方には、明らかな差異が生じている。まずまず、未婚および婚姻外出産が、黒人における母子世帯が形成される主要な原因となっている。他方、白人においては離婚が主要な原因である¹⁴⁾。

離婚率の上昇と婚姻外出産と、そして貧困の女性化の間には、明確な関連がある。離婚によって、女性世帯主世帯の所得は大きく低下する。ダンカン(Duncan)とホフマン(Hoffman)の推計によると、離婚の1年後、母親とその子供の所得は離婚前のわずかおよそ76%であり、他方離婚後の男性の所得は離婚前のおよそ90%であった¹⁵⁾。コー(Coe)、ダンカン、ヒル(Hill)らの研究では、離婚が貧困をもたらす最大の因子であるとしている¹⁶⁾。未婚で出産をした10代の女子の経済状況は特に厳しいものであり、よって、彼女らの多くは公的な移転所得に依存している。ムーア(Moore)とバート(Burt)は、AFDCを受給している母親の半数以上は、10代に婚姻外で第1子を出産していることを示した¹⁷⁾。そのような母親は、AFDCを受給している他の母親よりも、長期間にわたって福祉に依存する傾向がある¹⁸⁾。

(2) 女性の低賃金

労働市場において女性が受け取る低賃金は、貧困の女性化と密接に関連している。例えば、離婚後、多くの女性は労働市場に復帰する。離婚前に

既に就労していた女性の場合、離婚後の労働量は増加する。しかし彼女らは、どちらの場合においても、いわば「女性の仕事」と考えられている低賃金の職種で仕事をする傾向にある。実際、全女性勤労者の80%は、米国労働省による420の職業分類中のわずか20に集中している¹⁹⁾。

さらに貧困の女性化の加速は、アメリカ経済のサービス業志向型経済への転換と一致したものであり、そのようなサービス経済への移行は、著しく大量の低賃金サービス業（小売業や個人業）を生み出してきた。そしてこれらの部門は、極めて多くの女性労働者を雇用したのであった²⁰⁾。

これに加えて、このようなアメリカ経済の転換に付随した雇用慣行の変化が、女性の経済状態に悪影響をもたらした。すなわち、極めて多くの女性労働者を雇用したサービス部門では、パートタイムでの雇用率が極めて高くなった。例えば、1970年代末では、小売業および卸売業における雇用者の37%もが、週35時間未満の労働時間であったが、その10年前の値はわずか29%であった²¹⁾。この部門における操業時間数の大幅な上昇にもかかわらず、パートタイム雇用は増大した²²⁾。他のサービス産業においても、パートタイム雇用はさらに一般的となっている²³⁾。

女性世帯主の増加と、それと同時に生じたアメリカ経済の転換は、現実には大きなパラドクスを生み出した。女性はもはや男性に依存することはできないという考え方を諦めざるを得ない女性がさらに増加している一方、労働市場において、女性が貧困から脱出するために十分な賃金を得ることは難しいのである。

(3) 非監護の父親からの不十分な養育費

監護していない父親からの養育費が不十分であることは、貧困の女性化の大きな要因となっている。1985年において、21歳未満の子供をもつ880万人の母親のうち、養育費裁定を受けているのは、その約61%である。このうち、養育費の全額が支払われたのはわずか48%、一部が支払われたのが26%、残りの26%は全く支払われていない。したがって、880万人の女性のわずか45%が、全額ま

たは部分的な支払いを受け取っているにすぎない。養育費の受け取りは、未婚の母では11%、黒人の母親では20%、貧困な母親では21%とこれらのカテゴリーでは特に低い値であった²⁴⁾。

さらに、監護していない父親がたとえ養育費を支払っていたとしても、その額はしばしば不十分である。ガーフィンケル (Garfinkel)、マクラナハン (McLanahan)、ワトソン (Watson) の推計によると、1985年に支払われた養育費の平均額は白人では2,294ドル、黒人では1,754ドルにすぎず、この額はかりに父親が子供とともに生活していたのならば負担したであろう額よりも、極めて低いものである²⁵⁾。

監護していない父親から効率的に養育費を徴収することは、米国議会において、現在もなお関心をもたれている。1950年に、議会は養育費徴収のメカニズムを強化する一連の法律を制定した²⁶⁾。これらの立法によって、養育費の徴収は司法からしだいに離れ、行政機関の手に委ねられるようになった²⁷⁾。このような変化にもかかわらず、アメリカにおいて母子世帯の子供に、より十分な養育費を支払われるような養育費徴収システムを完成させるためには、長い道程が待ち受けているのである。

(4) 政府の対貧困所得移転プログラムの不十分性

政府の所得移転プログラムは、母子世帯を他の世帯ほど、貧困から克服することに有効ではない。表5と図4は、(1)母子世帯、(2)父子世帯、(3)高齢者に関して、政府の現金給付の「対貧困効果」を示している。対貧困効果とは、移転所得を受け取る前には貧困であったが、その受給によって貧困から脱却した人々（すなわち、もし移転所得を得なければそのまま貧困状態であったと思われる人々）の占めるパーセンテージと定義される²⁸⁾。現金移転とはすべての現金給付、例えば社会保障、失業保険、SSI、AFDCであり、フードスタンプやメディケアのような非現金給付は含まれない。

表5と図4に示されるように、政府の現金給付が母子世帯に与える対貧困効果は、1970年代初頭以降、しだいに低下してきた。その結果、1973年

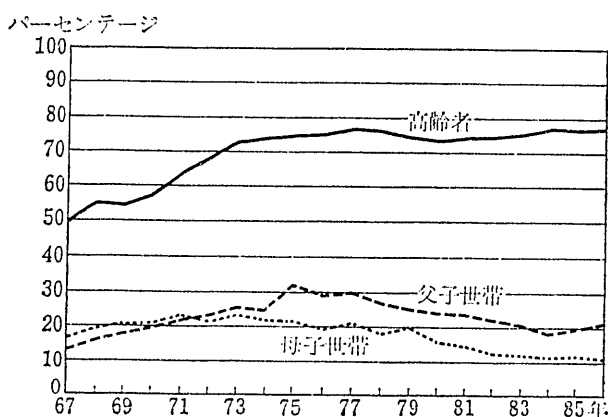
表5 移転所得が母子世帯、父子世帯、および高齢者に与える対貧困効果* (1967~1986年) (パーセンテージ)

年	母子世帯	父子世帯	高齢者
1967	16.5	13.0	49.1
1968	19.1	15.5	55.0
1969	20.4	17.6	54.3
1970	20.6	19.4	57.1
1971	22.8	21.6	62.9
1972	21.3	22.9	67.7
1973	23.0	25.3	72.2
1974	22.0	24.5	73.6
1975	21.3	32.0	74.5
1976	19.4	29.1	74.8
1977	20.8	29.4	76.4
1978	18.2	26.9	76.0
1979	19.1	25.0	74.4
1980	15.7	23.9	73.2
1981	14.4	23.3	73.9
1982	12.3	22.1	74.4
1983	11.8	20.4	74.9
1984	11.2	18.0	76.9
1985	11.4	19.0	76.6
1986	10.6	21.2	76.9

(注1) * 対貧困効果とは、移転所得受給前には貧困であったが、その受給によって貧困を克服した貧困者の割合と定義される。

(注2) ただし、母親および父親は若年である。

(出所) Derived from tables compiled by Georgy Slotsve. See George Slotsve, "A Supplement to the Trend in Poverty, 1967-1985 Tables from the Current Population Survey." (Madison, WI: University of Wisconsin, Institute for Research on Poverty, June 1986). (Mimeographed.)



(注1) * 対貧困効果とは、移転所得受給前には貧困であったが、その受給によって貧困を克服した貧困者の割合と定義される。

(注2) ただし、母親および父親は若年である。

(出所) Derived from tables compiled by George Slotsve. See George Slotsve, "A Supplement to the Trend in Poverty, 1967-1985 Tables from the Current Population Survey." (Madison, WI: University of Wisconsin, Institute for Research on Poverty, June 1986) (Mimeographed.)

図4 移転所得が母子世帯、父子世帯、および高齢者に与える対貧困効果 (1967~1986年)

には、母子世帯に生活し移転所得受給前に貧困であった人々の23.0%が貧困を克服することができたが、1986年にはわずか10.6%に低下した。

これとは対照的に、高齢者に対する対貧困効果は、しだいに大きくなっていった。1967年の49.1%に始まり、対貧困効果は1986年には76.9%に達した。すなわち、このような移転所得によって、1986年に移転所得受給前には貧困であった高齢者の76.9%が、貧困から脱却したのであった。

父子世帯生活者に対する現金給付の対貧困効果は異なったパターンを示している。1975年に32.0%に達し、その後減少し始め、再び1985年に上昇し、1986年には21.2%に達した。父子世帯生活者に対する対貧困効果は、1967年から1971年においては母子世帯生活者よりも実際に小さかったが、1972年以降は母子世帯よりも大きくなったことは注目すべき興味深いことである。

なぜ母子世帯に対する政府の現金給付プログラムの対貧困効果は、低下しているのであろうか。次の4つの主要な理由が考えられる。

第一に、社会福祉支出のパターンは長年、高齢者に傾斜していたことである。過去25年間、福祉目的の連邦政府支出増分の大半は、高齢者の生活水準の改善のためまず用いられた。連邦政府支出の主要な増加とはより具体的には、社会保障給付の物価スライドや、メディケア、メディケイド、SSIの導入やその拡大という形で生じたのであり、そのすべては高齢者への給付を主眼とする制度である。エルウッド (Ellwood) とサマーズ (Summers) の研究では、1980年に高齢者を対象とする社会福祉プログラムは総福祉支出の66.0%であるが、高齢者や障害者以外を対象とするプログラムに費やされる支出は、11.9%にすぎないことを示している²⁹⁾。

スモレンスキー (Smolensky), ダンジガー (Danziger), ゴシュルク (Gottschaulk) もまた、社会福祉支出が母子世帯に対して不利となっていることを見いだしている。移転所得受給前に貧困であった母子世帯に対する総現金給付の割合は、1967年の19.8%から1973年の22.5%へと上昇したが、1984年には16.8%に減少した。その結果、4

人家族の貧困線が10,609ドルであった1984年において、受給前に貧困であった母子世帯(4人家族)に支払われた現金給付は、平均3,276ドルにすぎないと示した。これとは対照的に、高齢者夫婦の貧困線が6,282ドルであったその年において、受給前に貧困であった高齢者夫婦は、平均7,322ドルの現金給付を受け取っていた。

第二に、1970年代から1980年代初めに記録された高インフレに直面し、州政府はAFDCの給付水準を上昇できなかったため、低所得の母子世帯が大きく依存しているその額は遞減的に減価していった³⁰⁾。

第三に、1981年に制定された総合予算調整法(Omnibus Budget Reconciliation Act)は、低所得の母子世帯の経済状態を悪化させた。この法律によって、AFDCを受給していた母親が就労を開始した後4ヵ月を超えて、現金扶助を受けることはできなくなった。米国会計検査院の調査によると、福祉対象者から落ちた女性は、さらに貧困を悪化させるほどの収入に低下し、しばしば健康保険も保持しなくなることを指摘している³¹⁾。さらに、その法律によって、失業者が失業保険給付を受給することも一層難しくなった。

第四に、他の就労者同様、就労している母子世帯主も、1970年代から1980年代初めにおいて、高い失業率とインフレ率のため実質所得の低下に直面した。貧困世帯が所得の低下に直面するとき、貧困ギャップは拡大する。その結果、そのような世帯を貧困から克服させるためには、政府からのより多くの現金給付が必要となるであろう。しかし、政府は低所得の母子世帯を支援するため、公的支出を増加させなかった。

IV 女性世帯主の理論

貧困の女性化の拡大は、女性世帯主世帯の増加という事実と密接に関係しているので、そのような世帯が多数形成される原因を理解することが重要である。さまざまな著者が各々、特定の女性層に焦点をあてつつ、女性世帯主増加の原因を理論化している。

ロス(Ross)とソーヒル(Sawhill)は、労働市場に参入する女性が増加し、より多くの賃金を得る機会が増加したことが、女性世帯主家族の形成を導く主要な行動変化であるとしている。端的に言えば、稼働能力が増すにつれて、女性がうまくいかない夫婦関係を持続する必要はないと考えるようになる。そしてロスとソーヒルは、妻と夫の所得格差が縮小するにともない、離婚率が上昇することを示した³²⁾。数多くのフェミニストの著者達はそのようなトレンドは、女性の進歩にとってプラスの兆候を示していると考えている。現在、女性はこれまでより強い経済力をもったために結婚をせず、離婚を容易に行い、そして女性世帯主世帯が形成され得ると議論している。そして、結婚制度が性による不平等の本源的原因であり、したがって女性は婚姻以外において経済的自立を求めなければならないと主張している³³⁾。

実際に多くの場合、離婚は女性から始められる。女性から離婚の訴訟手続きを開始する確率は、男性の2.5倍である。さらに、女性の大半は離婚後、彼女らの生活の質は改善したとしている³⁴⁾。

経済力をもった女性にとって、結婚はしだいに選好と自由選択の問題となっている。経済的な能力の備わった女性は、不幸な結婚を続けることは離婚するよりも不名誉であると考えている³⁵⁾。

都市に生活する黒人に焦点をあて、ウィルソン(Wilson)とネッカーマン(Neckerman)は“結婚可能な”(つまり就労している)黒人男性数は多年にわたって減少してきたため、黒人の母子世帯は増加したことを理論化している。そして、黒人男性はかつてより高い失業、投獄、殺人に陥っていると議論している。その結果、女性と結婚し家族を養える男性のパーセンテージはほんのわずかである。ウィルソンとネッカーマンは、1959年には20歳から24歳の黒人女性の100人に対して同年齢層の就労していた黒人男性が70人いたが、1982年にはそのような男性は45人しかいなかったと推計している。25歳から34歳の年齢層の場合には、1959年に黒人女性100人に対して就労していた黒人男性が68人いたが、1982年には60人しかいなかった³⁶⁾。

保守派理論家であるギルダー (Gilder) とマレー (Murray) は、母子世帯の増加は福祉給付金の増加と関係しており、AFDC が婚姻外出産と独立した世帯の形成を促進していると主張している³⁷⁾。AFDC が婚姻外出産を刺激しているという主張は研究者によって支持されていない。しかしながら、AFDC の支給が婚姻外で出産した子供を既にもつ女性に対して、独立した生活を容易にするといういくつかの証拠はある³⁸⁾。また、AFDC が離婚率を増加させ、再婚を阻害しているという証拠もある³⁹⁾。

これらの理論は焦点をあてる女性層が異なり、また異なったイデオロギー上の仮定にも依存しているが、共通の筋道をもっている。それは、中所得階層の女性の稼働能力の上昇、黒人男性の経済的無能力、低所得な女性の福祉給付への受給可能性といったあらゆる条件のもとで、経済力のバランスは女性にシフトしているということである。殊に、中所得階層の女性の場合が顕著である。一般に低所得の女性、特に低所得の黒人女性の場合、その経済力のバランスとは、もはや単に両性間ではなく、むしろ福祉給付を受給している、あるいは潜在的に受給可能であるような女性と、その多くが仕事すら見つけられない男性との間である。経済力はより一層男性から離れて女性にシフトするであろうから、家族は今後ますます、両性の精神的および身体的満足を充足するという理念的な条件下においてのみ維持可能な、脆弱な制度となるであろう。

V 女性世帯主が児童に与える効果

多くの女性が自らの生活の質の改善のため、自らの世帯を形成しているが、女性世帯主が児童に与える効果は極めてネガティブと思われる。先に述べたように、婚姻の崩壊は明らかに児童に経済的窮状をもたらす。1982年に児童の状況を分析したヘイブマン (Haveman)、ウルフ (Wolfe)、フィニー (Finnie)、ウルフ (Wolff) は母子世帯に育った非白人児童の生活水準は、母親が就労し、両親そろった世帯の子供の生活水準のわずか 37% で

あり、白人では55%であることを示した。また、1962年からの母子世帯の生活水準の上昇は他の家族より低いことを示している⁴⁰⁾。

未婚の母に育てられた子供の経済状況は特に悲惨である。未婚の母の平均所得は、離婚した母親の所得のわずか56%である⁴¹⁾。このような児童の大部分は AFDC によって支えられ、最小限の必需品によって生活している。そして、子供らが大人となったとき、再び AFDC に依存する確率が高い。マクラナハンとガーフィンケルは、福祉に長期間依存した家族において、その娘の60%は、彼女自身も福祉給付を少なくとも1年間は受けることを推計している⁴²⁾。

さらに、母子世帯の子供は親との十分かつ健全な相互対話をもつことがない。多くの場合、就労している母親は、たとえ家にいるときでも家事をしている。よって、彼女らは子供が必要とするものに注意を向けるだけの時間とエネルギーが残っていない。監護していない父親による訪問は稀である。たとえそれが行われたとしても、父親は子供の養育費あるいは他の諸問題についての対立のため、ストレス状態であることがしばしばである⁴³⁾。

よって、母子世帯の子供は、逸脱した行動を生み出す高い確率をもつ。つまり、麻薬の使用や飲酒⁴⁴⁾、学校教育からの脱落⁴⁵⁾、早婚、婚姻内および婚姻外での若年出産の確率が、両親そろった家族の子供よりも高いのである⁴⁶⁾。そのような子供達の結婚は、離婚に至る可能性がより高い。端的に言えば、母子世帯で育った娘が、成人となったとき、彼女ら自身も世帯主となる高い確率をもっている。

VI 結 論

既述したアメリカにおける貧困の女性化の概観によって、これが複雑かつ重大な問題であり、よってこの問題を扱う包括的なアプローチを必要とすることが示された。予防的な方策として、政府は黒人男性の機会構造を変えるため、有効的な社会政策を展開する必要がある。黒人男性の問題は

不十分な教育と指導者の欠如から生じ、彼らの問題は職業差別と不十分な訓練のため、就職の困難へと続いている。さらに、希望しなかった妊娠をしばしばもたらすような、過度な性行動に特徴づけられる現在のライフスタイルのよりよい代替物を若者が見いだせるよう、教育システムを改革する必要がある。

政府と民間セクターは、もし可能であるならば、両親そろった家族のストレス水準を低下させることによって、婚姻が維持されるよう援助すべきであろう。予防的な方策には就労時間のフレックス化、チャイルドケア・サービスの改善、家庭で被扶養者をケアするための休暇取得の許可を含んでいる。

既に崩壊した家族——一般に母子世帯、特に貧困母子世帯——を支援するため、政府は直ちにいくつかの手段を講じるよう留意すべきである。第一に、母子世帯が就労によって、より多くの所得を得られるようにすべきである。この目的を達成するため、政府はアファーマティブ・アクションに関連する政策を強化し、労働統合と同一労働同一賃金のルールを施行し、また違った職でも同じような技術と教育を必要とする職 (comparable work) に同一の賃金を与えることの立法化の実行可能性を真剣に考えるべきである。

第二に、政府は養育費徴収システムをより一層改善すべきである。ガーフィンケルとマクラナハンが示唆するように、システムの改善のために、(1)養育費裁定額の割合を増加させる、(2)裁定額を標準化する、(3)徴収方法を改善する、(4)政府によって最低養育費を保障する、という諸策が必要であろう⁴⁷⁾。

第三に、政府は個人控除を還付可能な税控除にすべきである。それによって、現行の2,000ドルの個人控除は560ドルの税控除となる(これは、限界税率28%適用所得層の納税者に対する値である)。個人控除を税控除とし、かつそれを還付可能とすることは、母子世帯を代表とする低所得世帯に対して大きなメリットをもつものである。そして、還付可能な勤労所得税控除を算出する際には、家族規模を考慮すべきである。現行制度にお

いては、家族規模がいかに大きくとも、就労している親は単に賃金のあるパーセンテージを受け取るだけである。さらに、AFDCはその支給水準をより一層高くし、また全州均一にするという大きな変化が必要である。

第四に、低所得の母子世帯は適切な職業訓練によっていわば強化され、そしてデイケアやメディカルケアによって支えられる必要がある。そのような強化は1988年の The Family Support Act (H. R. 1720, P. L. 100-485) の主たる目的であり、それによって職業機会・訓練プログラム (JOBS) と呼ばれる全国的なプログラムがつけられた。このプログラムを通じ、AFDCを受給する母親は就労できるように、必要ならば教育プログラムに参加し、そして必ず労働に関連した技術を取得するための職業訓練プログラムに参加することが必要とされている。AFDCの現金扶助が所得要件によって停止した後1年間は、チャイルドケアおよびヘルスケアにおける経過的扶助が与えられる⁴⁸⁾。もしJOBSプログラムの成果がプラスであるならば、政府はAFDCを受給していない母親にも、職業関連技術を伸ばす機会が与えられるようにプログラムを拡大すべきである。

これらすべての具体的な方策は、貧困母子世帯を扶助すると考えられるべきであり、そして多くの予防的な施策は、女性世帯主が生じないように改善されるべきである。しかしながら、われわれは何かより動態的な事象が生じている、すなわち、あまりにも強力であるため社会政策では対処できないような力が作用していると気づくのである。この力とは、一国が高度産業化社会へと発展していくことによる産物である。女性の稼得能力が増すにつれて、また自己の達成と満足を自らの人生の中で追求することは、女性、そして男性の権利であることが文化の正当性となっているので、婚姻はもはや経済的な理由によってのみ維持されるものではない。婚姻はしだいに経済的手段としての関係よりもむしろ、第一次的に情緒的絆によって結ばれた、脆弱で一時的な取り決めとして見なされている⁴⁹⁾。換言すれば、婚姻を継続する価値があるか否かを判断するとき、人々は婚姻の社

会的、心理的、経済的そして個人的な利益（あるいは不利益）を勘案し、そして婚姻から得る将来の利益は不利益よりも小さいと考えたとき、離婚を選択するのである。女性がより一層その経済力を増すにつれて、彼女らの多くは従来のような婚姻が、その不利益を超えるだけの利益を与えないと見なすであろう⁵⁰⁾。

福祉国家の拡大もまた、経済力のバランスを女性にシフトさせたと考えることも重要であろう。政府が所得移転を行うとき、賃金の相対価値は低下するので、男性が労働によって家族にもたらす所得の価値が低下する。AFDC は母子世帯のみを対象としているのであるから、男性の経済的価値が崩壊する極端な事例である。つまり、低所得の母子が AFDC を受給するためには、彼女らは子供の父親とともに生活することはできない。したがって、AFDC を受給する母親は AFDC に依存するか、あるいは家族を養うために十分な賃金を得る見込みはほとんどない男性とともにいるかを不可避的に選択しなければならない。多くの母親は、明らかに、前者を選択する。

経済における女性の役割の変化および福祉国家の拡大が、女性世帯主の増加に与える効果に関する先の議論は、アメリカのような高度産業化社会が、母子世帯を生み出す強力でビルトインされた力をつくり出したことを示している。さらに数多くの女性が世帯主となる限り、貧困の女性化は増加すると予想される。たとえよく熟考された施策であろうとも、社会政策はそのような力に対してほんのわずかな程度しか対抗できない。そして、われわれが留意すべきことは、実現する可能性はほとんどないが、女性と男性の経済状態および両性の養育責任が完全に平等化するまで、女性の稼得能力の増加と貧困の女性化との間のパラドキシカルな関係が続くであろうということである。

アメリカあるいは他の高度産業化社会がなすべきことは、婚姻の破綻および女性が世帯主であることによって、児童が受けるマイナスの効果に対処できるよう、有効な社会政策を積極的に計画し、そして展開していくことである。児童の権利の向上と、児童の福祉に対処するため、社会が緊急に

公的政策を展開すべきであると述べることは必ずしも誇張ではなからう。もしそのような前提が受け入れられるのならば、児童は経済的、身体的そして心理的な福祉のある十分な水準を保障されるべきである。そして、アメリカにおいて、すべての児童に対して所得保障（例えば児童手当）、医療サービスの保障、質の高い教育、そして同種の社会サービスを実行することは正しい方向への歩みといえよう。

参考文献

- 1) Eugene Smolensky, Sheldon Danziger, and Peter Gottschalk, "The Declining Significance of Age in the United States: Trends in the Well-Being of Children and the Elderly Since 1939," in John L. Palmer, Timothy Smeeding, and Barbara Boyle Torrey, eds., *The Vulnerable* (Washington, D.C.: The Urban Institute, 1988), pp. 29-54.
- 2) U.S. House of Representatives, Committee on Ways and Means, *Background Materials and Data on Programs within the Jurisdiction of the Committee on Ways and Means*, 1989 ed., 101st Cong., 1st sess. (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1989), pp. 944-945.
- 3) *Ibid.*, p. 832.
- 4) U.S. House of Representatives, Committee on Ways and Means, *op. cit.*, p. 832.
- 5) Heather L. Ross and Isabel V. Sawhill, *Time of Transition: The Growth of Families Headed by Women* (Washington, D.C.: The Urban Institute, 1975), p. 3.
- 6) Diana Pearce, "Feminization of Poverty: Women, Work and Welfare," *Women and Social Change Review*, 11, 1 & 2 (1978): 28-36.
- 7) George Slotsve, "A Supplement to the Trend in Poverty, 1967-1985 Tables from the Current Population Survey." (Madison, WI: University of Wisconsin, Institute for Research on Poverty, June 1986) (Mimeographed.)
- 8) *Ibid.*
- 9) U.S. House of Representatives, Committee on Ways and Means, *op. cit.*
- 10) The rate of marriage per 1,000 women aged 15 and over declined from 28.4 in 1975 to 24.5 in 1986. See U.S. Bureau of the Census, *Statistical Abstract of the United States: 1990*, 110th ed. (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1990), Table 126, p. 86.
- 11) *Ibid.*
- 12) National Center for Health Statistics, "Advance Report of Final Natality Statistics, 1982,"

- Monthly Vital Statistics Report*, Vol. 33, No. 6, Supplement, September 28, 1984.
- 13) *Ibid.*
 - 14) Irwin Garfinkel and Sara S. McLanahan, *Single Mothers and Their Children: A New American Dilemma* (Washington, D.C.: The Urban Institute, 1986).
 - 15) Greg J. Duncan and Saul D. Hoffman, "A Reconsideration of the Economic Consequences of Marital Disruption," *Demography*, 22: 485-498.
 - 16) Richard D. Coe, Greg J. Duncan, and Martha S. Hill, "Dynamic Aspects of Poverty and Welfare Use in the United States." Paper delivered by the Conference on Problems of Poverty, Clark University, August 1982.
 - 17) Kristin A. Moore and Martha R. Burt, *Private Crisis, Public Cost: Policy Perspectives on Teenage Childbearing* (Washington, D.C.: The Urban Institute, 1982).
 - 18) David Ellwood, "Targeting 'Would Be' Long-Term Recipients of AFDC." Report prepared for U.S. Department of Health and Human Services by Mathematica Policy Research, Inc., Princeton, NJ, January 1986.
 - 19) B. Ehrenreich and F. F. Piven, "The Feminization of Poverty," *Dissent*, 2 (1984): 162-170.
 - 20) Joan Smith, "The Paradox of Women's Poverty: Wage-Earning Women and Economic Transformation," *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, 10, 2 (1984): 291-310.
 - 21) Barbara Coltman Job, "Employment and Pay Trends in Retail Trade," *Monthly Labor Review*, 103, 3 (March 1980): 40-43.
 - 22) John L. Carey and Phyllis Florh Otto, "Output per Unit of Labor Input in the Retail Food Industry," *Monthly Labor Review*, 100, 1 (January 1977): 42-47.
 - 23) Smith, *op. cit.*, p. 295.
 - 24) U.S. Bureau of the Census, *Current Population Reports*, Special Studies Series, P-23, No. 152 (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1987).
 - 25) Irwin Garfinkel, Sara McLanahan, and Dorothy Watson, "Divorce, Female Headship, and Child Support," in Martha N. Ozawa, ed., *Women's Life Cycle and Economic Insecurity: Problems and Proposals* (New York: Greenwood Press, 1989), p. 112.
 - 26) *Ibid.*, pp. 119-120.
 - 27) Martha N. Ozawa, "Conclusions: Women and Society," in Martha N. Ozawa, ed., *Women's Life Cycle and Economic Insecurity: Problems and Proposals* (New York: Greenwood Press, 1989), pp. 201-202.
 - 28) Sheldon Danziger, "Antipoverty Policies and Child Poverty," IRP Discussion Papers, DP 884-89 (Madison, W.I.: The University of Wisconsin Institute for Research on Poverty, June 1989).
 - 29) David Ellwood and Lawrence Summers, "Poverty in America: Is Welfare the Answer or the Problem?" in Sheldon Danziger and Daniel H. Weinberg, eds., *Fighting Poverty: What Works and What Doesn't* (Cambridge, M.A.: Harvard University Press, 1986), pp. 78-105.
 - 30) Smolensky, Danziger, and Gottschalk, *op. cit.*, p. 46.
 - 31) U.S. General Accounting Office, *An Evaluation of the 1981 AFDC Changes: Initial Analyses* (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1984).
 - 32) Ross and Sawhill, *op. cit.*, pp. 5 and 79.
 - 33) Barbara Bergmann, *The Economic Emergence of Women* (New York: Basic Books, 1986).
 - 34) Sara S. McLanahan, "The Two Faces of Divorce: Women's and Children's Interests," IRP Discussion Papers, DP 903-89 (Madison, W.I.: The University of Wisconsin, Institute for Research on Poverty, 1989).
 - 35) Robert N. Bellah, Richard Madsen, William M. Sullivan, Ann Swidler, and Steven M. Tipton *Habits of the Heart: Individualism and Commitment in American Life* (Berkeley: University of California Press, 1985), p. 107.
 - 36) William Julius Wilson and Kathryn M. Neckerman, "Poverty and Family Structure: The Widening Gap between Evidence and Public Policy Issues," in Sheldon H. Danziger and Daniel H. Weinberg, eds., *Fighting Poverty: What Works and What Doesn't* (Cambridge, M.A.: Harvard University Press, 1986), p. 254.
 - 37) George Gilder, *Wealth and Poverty* (New York: Basic Books, 1981); and Charles Murray, *Losing Ground: American Social Policy, 1950-1980* (New York: Basic Books, 1984).
 - 38) David T. Ellwood and Mary J. Bane, *The Impact of AFDC on Family Structure and Living Arrangements*. Unpublished manuscript, Harvard University, Cambridge, M.A., 1984.
 - 39) *Ibid.*; and Robert M. Hutchins, "Welfare, Remarriage, and Marital Search," *American Economic Review*, (June 1979), pp. 369-379.
 - 40) Robert Haveman, Barbara L. Wolfe, Ross E. Finnie, and Edward N. Wolff, "Disparities in Well-Being Among U.S. Children Over Two Decades: 1962-83," in John L. Palmer, Timothy Smeeding, and Barbara Boyle Torrey, eds., *The Vulnerable* (Washington, D.C.: The Urban Institute Press, 1988), pp. 140-170.
 - 41) Garfinkel and McLanahan, *op. cit.*, pp. 18-19.

- 42) Sara McLanahan and Irwin Garfinkel, "Single Mothers, the Underclass, and Social Policy," *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, No. 501 (January 1989) : 92-104.
- 43) E. M. Hetherington, M. Cox, and R. Cox, "The Aftermath of Divorce," in J. H. Stevens, Jr., and M. Mathews, eds., *Mother-Child Relationships* (Washington, D.C.: National Academy Press, 1978).
- 44) Ross L. Matsueda and Karen Heimer, "Race, Family Structure and Delinquency: A Test of Differential Association and Social Control Theories," *American Sociological Review*, 52: 826-840.
- 45) Sheila F. Krein and Andrea H. Beller, "Educational Attainment of Children from Single-Parent Families: Differences by Exposure, Gender and Race," *Demography*, 25: 221-224, and Sara S. McLanahan and Larry Bumpass, "Intergenerational Consequences of Family Disruption," *American Journal of Sociology*, 94: 130-152.
- 46) Dennis P. Hogan and Evelyn M. Kitagawa, "The Impact of Social Status, Family Structure and Neighborhood on the Fertility of Black Adolescents," *American Journal of Sociology*, 90: 825-855.
- 47) Garfinkel and McLanahan, *Single Mothers and Their Children*, *op. cit.*
- 48) Nancy R. Vosler and Martha N. Ozawa, "An Analysis of Two Approaches to Welfare-To-Work," *New England Journal of Human Services*, 8, 4 (1988) : 15-21.
- 49) Lee Rainwater, "Crucible of Identity: The Negro Lower Class Family," *Deadalus* (Winter 1966) : 172-216.
- 50) Ross and Sawhill, *op. cit.*, p. 37.
(マーサ・N・オザワ ワシントン大学教授)
(あわさわ・たかし 社会保障研究所研究員)